平成２２年（フ）第４９０号
栃木県宇都宮市西川田１丁目９番５号　第２コーポサンシャイン202
債務者　大森　英明
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７３２号
横浜市中区末吉町４丁目83番地　レジデンス荒川505号室
債務者　津田　惠子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７９３号
神奈川県藤沢市善行団地１番10―205号
債務者　川澄　則昌
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９２７号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番48―６号
債務者　杉山　　瞳
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５７号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目28番９号　ベルヤナゼ403、前住所栃木県日光市木和田島3036番地28　ＤＫ下野イーストコーポ202
債務者　山上　　潤
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４７９号
栃木県大田原市末広２丁目５番22号　ディーアイ末広207号、前住所栃木県大田原市山の手２丁目14番３号
債務者　安田　重男
1　決定年月日時　平成22年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４８４号
栃木県宇都宮市西一の沢町10番２号
債務者　鈴木　大志
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９３号
栃木県下都賀郡壬生町大字下稲葉1210番地
債務者　田辺　章司
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５８７号
横浜市泉区下飯田町600番地
債務者　加藤　政之
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９号
岡山県赤磐市沼田761番地17
債務者　谷口　喜幸
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０２号
岡山県倉敷市児島阿津２丁目９番27号
債務者　大島　　守
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０１号
岡山県赤磐市山陽１丁目９番２―303号
債務者　村田由美子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２４号
横浜市鶴見区梶山１丁目21番５号　三ッ池福栄マンション106
債務者　松川　昌敬
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０号
秋田県大仙市強首字上野台44番地１
債務者　髙橋チヱ子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４７６号
栃木県宇都宮市西川田南２丁目36番７号
債務者　佐藤佐和子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９９号
栃木県鹿沼市日吉町690番地１
債務者　石塚　欣司
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係